

佐賀大学医学部学術国際交流基金規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学医学部学術国際交流基金（以下「基金」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 基金は、佐賀大学医学部における学術交流、国際交流の一層の進展を図り、もって教育・研究・診療の振興に資することを目的とする。

(基金の構成)

第3条 基金は、次の資金をもって充てる。

- (1) 佐賀医科大学開講20周年記念事業後援会から寄付された資金
- (2) 基金設立後に寄付された資金
- (3) 資金から生ずる果実

(事業内容)

第4条 第2条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教員の国内・国外派遣，研究交流助成
- (2) 教育・研究・診療支援職員の国内・国外研修助成
- (3) 海外の研究者等受入れ助成
- (4) 留学生の受入れ助成，学資等助成
- (5) その他教育研究助成

(事業年度)

第5条 基金の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(基金の管理運用)

第6条 基金の管理は、医学部長が行う。

2 第4条各号に規定する事業の決定に関することは、別に定める委員会の議を経て、医学部長が行う。

3 医学部長は、毎年5月に前事業年度の事業の実施結果を医学部代議員会に報告する。

(事務)

第7条 基金に関する事務は、医学部事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、基金の管理運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月17日改正)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。